第一種礼服用飾緒（陸将及び陸将補に限る。）	金色の丸打ひも（綿心の金線、絹、化学繊維又はこれらの混紡とする。以下同じ。）を三つ編みにし、両端に、桜星及び桜葉の模様を施した金属製金具をつける。形状は、図のとおりとする。
第二種礼服用飾緒（防衛駐在官に限る。）	金色の丸打ひもを三つ編みにし、両端に、桜星及び桜葉の模様を施した金属製金具をつける。形状は、図のとおりとする。
礼帽用帽章	別表第二㈠イの帽章（正帽のものに限る。）と同じとし、金色モール製とする。布製台地の色は、帽子の地質と同色とする。
礼服用階級章	
陸将及び陸将補	金色の丸打ひもを三本引揃え二列五つ目編みとし、銀色金属製の桜星章をつけ、その上位に金色金属製のみがきボタン一個をつける。
一等陸佐から三等陸佐まで	金色の丸打ひもを三本引揃え一列五つ目編みとするほか、陸将及び陸将補のものと同じとする。
一等陸尉から三等陸尉まで	金色の丸打ひもを二本引揃え一列五つ目編みとするほか、陸将及び陸将補のものと同じとする。
准陸尉	一等陸尉から三等陸尉までのものと同じとする。ただし、銀色金属製の桜星章はつけない。
形状及び寸法は、各階級別に図のとおりとする。	
儀礼刀	
刀身	青銅に銀色のメッキとする。
つか	弦つき型とし、握部は、ほお材を白色の革でおおい、つか巻飾りを施す。つか金及びつば弦部は、金色金属製とし模様を施す。
さや	ほお材を黒色の革でおおい、金色金属製のさや飾り及び胴輪二個をつける。
刀緒	金色の丸打ひもとし、先端にひさご型のふさをつける。
刀帯	帯は、黒色革製とし、長緒及び短緒の二本のつり緒をつける。前章は、金色金属製とし、模様を施す。
形状及び寸法は、図のとおりとする。	

㈡　第十五条の二の規定により儀礼を行う場合その他防衛大臣の定める場合の儀じょう隊及び音楽隊の隊員の服制（以下「特別の服制」という。）

イ　儀じょう隊の隊員の服制

地質	紺色の毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。

㈡　第十五条の二の規定により儀礼を行う場合その他防衛大臣の定める場合の儀じょう隊及び音楽隊の隊員の服制（以下「特別の服制」という。）

イ　儀じょう隊の隊員の服制

冬服上衣	
地質	紺色の毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。
製式	
襟	詰襟とし、左右に金色の台地に金色の桜星の金属製の襟章をつける。
肩章	着脱できるように外側の端をそで付に通し、襟側を金色のボタン一個で留める。肩章飾りを縫い付ける。
前面	中央に金色のボタン七個を一行につける。胸部の左側に一個ポケットをつける。腰部の左右に各一個のふたつき隠しポケットをつける。
後面	すそをさかない。
そで	長そでとする。右そでの上部に黒色で金色に縁をとった布製台地に金色の桜星の飾章をつける。両そでの下部に二条（幹部自衛官及び准陸尉）又は一条（幹部自衛官及び准陸尉以外の自衛官）の平織又はしま織赤線の飾線をつける。
その他	ボタンは、桜星及び桜葉の浮き彫りを施したものとする。
形状及び寸法は、図のとおりとする。	
冬服ズボン	
地質	紺色又は白色の毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。
製式	長ズボンとし、両わきの縫目の両側に平織赤線の側線各一条をつける。胴回りに六個のバンド通しをつける。すそ口は、シングルとする。形状及び寸法は、図のとおりとする。
夏服上衣	
地質	白色の毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。
製式	冬服上衣と同じとする。
夏服ズボン	
地質	夏服上衣と同じとする。
製式	冬服ズボンと同じとする。
地質	冬服ズボンと同じとする。
円型とし、革製の前ひさし及びあごひも並びに金色の丸打ひもの五本編一つ越し編みの飾りひもをつける。前ひさしの表面に赤色のフェルトを張り、その前縁にそって金モール製の模様をつける。あごひもの表面は、黒色のつや消しとし、あごひも及び飾りひもの両端は、帽の両側におい	